

ロシアにおけるサンプル品・
中古品の通関手続き簡素化
再輸出の際の関税・VATの還付

(2016年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 GOLTSBLAT BLPに作成委託し、2016年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびGOLTSBLAT BLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびGOLTSBLAT BLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

<要旨>

<解説>

1. 簡素化手続きの概要・条件	2
2 税関申告書提出前の貨物リリースの可能性	4
3 適合証明書／適合申告書の提出.....	5
4 課税申告価格の決定.....	6
5 再輸出と還付手続き	7

ロシアにおけるサンプル品・中古品の通関手続き簡素化

再輸出の際の関税・VAT の還付

<要旨>

- (a) 少量で輸入される貨物に対して、特別に貨物通関手続きを簡素化することは規定されていない。しかし、輸入貨物の課税価格が 1,000 ユーロを超えず、物品税、ライセンスまたは割り当ての対象¹となっていない場合は、このような貨物の通関申告書として、国内消費向けのリリース通関手続きにかけられた貨物のリリースに必要な情報を含む、輸送書類、商用書類、またはその他の書類を使用することができる。
- (b) さらに、このような貨物の通関手続きの際、輸入する数量にかかわらず、あらゆる貨物に適用できる税関申告の通関簡素化手順を利用することができる。
- (c) 輸入事業者である法人が自ら使用するために、少量（1 個）の貨物を 1 通の契約書によって関税地域（関税法令が適用される地域）に輸入する場合、および中古品の貨物の通関手続きの際には、適合証明書類（適合証明書または適合申告書）は不要である。この際、1 個の貨物通関手続きには、申告人がこのような貨物を自らの目的のために使用することを税関から確認を得る必要がある。
- (d) 関税地域での販売のためにではなく、少量（1 個）輸入される貨物の通関手続きの際、課税価格をゼロとした申告は関税同盟（Custom Union, CU）の関税法では規定されていない。課税価格は関税計算の基礎となるので、すべての輸入貨物の課税価格が決定されねばならない。しかし、課税価格決定の際、すべての状況や貨物の輸入目的が考慮される。このため、商用でない（販売用でない）貨物輸入の税関申告書提出の際、課税価格は課税価格決定方法を逐次適用することで決定することができる。

¹2010 年 11 月 27 日付連邦法第 311 号「ロシア連邦の税関規則」第 204 条第 4 項で規定されている他の条件もある

- (e) 関税地域に輸入される中古の貨物に対して、同様に課税価格決定の一般的手順が規定されている。さらに、輸入時に貨物が新品でないことが価格に影響していることは、課税価格申告の際に考慮される。
- (f) 貨物が商用ではなく、デモンストレーション用のサンプルとして輸入されることを確認しても、課税価格決定の手順に変更はなく、関税支払いの必要性は排除されない。
- (g) 個人使用の貨物を除き、1人の荷受人宛てに1人の発送人から1通の輸送（運輸）書類で送付され、課税価格の合計が200ユーロ相当額を超えない貨物の輸入時には、関税支払いは免除される。
- (h) CUの関税地域に輸入された貨物に対する関税の払い戻しは、貨物の再輸出通関手続きの際に申告可能である。しかし、このような通関手続きは許可制であり、そのためには手続きの条件を満たす必要がある。諸々の条件に加え、このような手続きには輸入後1年までという時間制限がある。

<解説>

1. 簡素化手続きの概要・条件

輸入貨物の課税価格が1,000ユーロを超えない場合、貨物通関申告書提出の代わりに、税関に貨物送付状と輸入申請書を提出することで貨物の申告ができる。このように、貨物の申告手続きが簡素化されているにもかかわらず、通関申告の際、貨物の必須要件への適合を証明する書類（CUの適合証明書または適合申告書）が要求される。しかし、貨物が中古であったり、輸入者の個人使用のために1個輸入される場合は、適合を証明する書類は要求されない。

- 1.1 貨物通関申告書の提出なしに貨物の申告ができる条件については、関税同盟関税基本法²第180条第4部、およびロシア連邦の税関規則第204条第4条で規定されている。貨物が以下に該当する場合は貨物通関申告書なしで通関手続きにかけることができない。

- (1) 物品税の対象である

²関税同盟関税基本法（2015年5月8日改訂）（2009年11月27日付ユーラシア経済共同体首脳級国家間評議会決定第17号により採択された関税同盟関税基本法に関する条約の添付）

- (2) ライセンスおよび（または）割り当ての対象である
- (3) 関税の優遇を受けている場合を除き、ロシア連邦の法律により関税や税金の支払いを免除されている、および、大使館またはそれと同等の外国の代表部宛てに輸入される、または海外のロシア連邦代表部宛てに輸出される
- (4) 貨幣、有価証券、貴金属および貴石は、貨物通関申告書の提出なしで申告することができない

1.2 2010年5月20日付CU委員会決定第263号（以降「CCU決定第263号」）で承認された輸送（運輸）書類、商業書類、および（または）その他書類を貨物通関申告書として用いる手順に関する指示によると、貨物通関申告書として貨物送付状を使用する場合、これらの書類とともに申請書を提出する。簡素化された通関申告の適用条件は以下のとおり。

- (i) ロシア連邦で通関申告される貨物の課税価格総額が1,000ユーロと同等の金額を上回らない
- (ii) 貨物の移動が同一の者により、貿易取引実施のために締結された1つの貿易契約の義務履行のため、一方的な貿易取引、または取引の実施なしに行われる
- (iii) 1つの輸送手段により貨物の移動が行われる
- (iv) 複数の貨物が同時に1つの税関に提示される

このように、ロシア連邦では価格が1,000ユーロを超えない場合、申請書と貨物送付状を提出することで、通関申告することができる。この際、関税（通関手続きの手数料、関税、および適用がある場合VAT）を支払わねばならない。

1.3 関税同盟関税基本法第80条第3項2号により、個人使用の貨物を除き、1人の荷受人宛てに1人の発送人から1通の輸送（運輸）書類で送付され、課税価格の合計がCU加盟国の法律に則って決められ、さらに200ユーロ相当額を超えない貨物（関税・税金支払い義務が生じた時に有効だった為替レートで換算）の輸入時には、関税支払いが免除されることに注目したい。このように、輸入貨物の価格が200ユーロ未満の場合は、通関手続き時の関税支払いが免除される。それ以外の場合は関税を支払わねばならない。

- 1.4 貨物通関手続きの際、申請書には貨物通関申告書と同じ情報が記載されねばならない。必要情報のリストは、CCU 決定第 263 号で制定された指示書第 2 編第 8 部に示されている。手続きを行う税関は、個々の貨物に関する情報を伝達する必要があるため、申請書には個々の貨物に関する情報を記載しなくてはならない。個々の貨物に関する情報とは、貨物名称、原産国、貨物の数量（計測の主要単位と追加単位で）、貨物の価格と価格が決定される通貨（このような情報が商業書類および（または）その他書類にない場合）である。申請書は商業書類など（支払い請求書、および（または）納品書、VAT インボイス、プロフォルマインボイス、その他商業書類）を指す。
- 1.5 申請書に貨物に関する何らかの情報が欠如している場合は、税関が貨物のリリースを拒絶する原因となりうる。このため、貨物輸入に際して、公表前の新製品などに関する企業秘密を守るために名称を提示していないと、貨物のリリースを税関が拒絶することがある。このような税関の決定は法律の基準に依拠する。関税同盟関税基本法第 190 条第 4 項により、貨物税関申告書に関税同盟関税基本法第 180～182 条で規定する必要情報が記載されていない場合、税関は貨物税関申告書の登録受付を拒絶する。このため、申請書を貨物送付状とともに提出し、貨物を申告する場合、貨物の名称に関する情報は申請書に記載しなければならない。

2 税関申告書提出前の貨物リリースの可能性

関税同盟関税基本法第 197 条に基づき、国内流通向けの通関手続き³の際、申告者により貨物税関申告書の提出義務と、必要書類および情報を貨物リリースの翌月 10 日までに提出する義務について記述し、貨物の使用目的と通関手続きに関する情報が記載された書面が提出されるという条件付きで、貨物のリリースが貨物税関申告書の提出前に行われる可能性がある。

- 2.1 税関申告書提出前の貨物リリースにあたり、税関申告書および（または）必要書類、情報の提出期限を守らない場合、責任者に 3,000～5,000 ルーブル、法人には 1 万～5 万ルーブルの行政罰金が科せられる（行政違反法第 16.12 条第 1 項）。
- 2.2 ロシア連邦税関局により、貿易活動従事者向けに税関申告書提出前の貨物リリースの適用に関する勧告が作成された。勧告は法的効力を持つ文書ではなく、任

³本通関手続きは、策定された目的に沿った製品の返品もしくは輸出を規定していないため、適用される。

意に適用されうる。さらに、税関申告書提出の際に求められる様式も法律上承認（制定）されていない。

- 2.3 税関申告書提出前の貨物リリースは、貨物通関手続きの大幅な簡素化につながると考えられる。通関手続きに必要な書類を提出する前に、貨物を関税同盟の関税地域内に持ち込み、使用できる可能性がでてくるからである。よって、書類の準備やそれを税関と合意するための時間的余裕が生まれる。税関申告書や申請した情報を確認するための、必要書類の提出期限に関する税関規則の要件を遵守すれば、税関規則違反のリスクはなく、通関手続きの手順は大幅に簡素化される。

3 適合証明書／適合申告書の提出

関税同盟の関税地域への貨物輸入にあたり、国内消費のためのリリース通関手続きにより、関税同盟内の要件遵守に関する書類の提出が必要である。これは関税同盟の関税基本法第 183 条に規定されている。また、関税基本法第 182 条 2 部により、税関申告書には禁止と制限の遵守⁴に関する情報を含む基本的情報が記載されている。

- 3.1 2015 年 12 月 25 日付ユーラシア経済委員会理事会決定第 294 号（以降「決定第 294 号」）で承認された、関税同盟内での義務要件が制定されている「関税同盟の関税地域への製品（貨物）の輸入手順に関する規程」第 4 項により、製品（貨物）の義務要件への適合を証明する書類、またはこれら書類に関する情報は、製品（貨物）の国内流通のためのリリース手続きを行う際、税関に提出される。貨物を用途に従って使用した後、関税同盟の関税地域から輸出する予定がないことを想定し、国内流通のためのリリースに向けた貨物輸入通関手続きが申請されるものと考えられる。

- 3.2 関税同盟内での義務要件の制定対象となる製品の統一リストが、2011 年 1 月 28 日付関税同盟委員会決定第 526 号で承認された。また、関税同盟内での適合評価（確認）が義務付けられている製品の統一リストは、2010 年 6 月 18 日付関税同盟委員会決定第 319 号で承認されている。これらの規則には幾つかの例外があり、中古品として、または広告用途⁵として代表部の活動目的のために 1 個だけ輸入されるもの関係している。このような貨物の申告は、禁止と制限の遵守を確証する書類の提示なしで行うことができる。

⁴関税同盟関税基本法第 183 条第 1 項 5 号

⁵決定第 294 号第 5 項 a 号

- 3.3 決定第 294 号第 5 条に基づき、製品（貨物）の義務要件への適合を証明する書類、またはこれら書類に関する情報の税関への提出は、貨物を申告者の個人使用のみを目的として一つの貿易契約書で規定された 1 個だけを輸入する場合（研究・調査用途、土産・広告など代表部の活動用途の場合も含め）、要求されない。
- 3.4 この際、1 個だけ輸入される貨物の輸入目的の確認は、適合書類なしで通関手続きを行うための重要な条件である。申告者は輸入目的を申告書や別途レターに記載することもできる。法律に明確な要件が制定されていないため、申告者は貨物輸入目的・理由の通知を自分に都合の良い任意の形で行うことができる。このような貨物の通関申告には、申告者による貨物使用に関する保証義務を申告者が提出するという要件は制定されていない。

4 課税申告価格の決定

適合証明書の提出なしの簡素化手順で、通関手続きが行われる貨物があるが、課税価格が 1,000 ユーロを超える貨物はこれに当てはまらない。このような貨物の課税価格は、一般原則と CU 関税法に則ったアプローチに基づき決定される。

- 4.1 課税価格が 200 ユーロを超える貨物については、選択した通関手続きと貨物に適用される関税・税率に即して関税を支払わねばならない。関税同盟関税基本法第 64 条第 1 項により、関税同盟の関税地域に輸入される貨物の課税価格は、関税同盟の関税国境を通過する貨物の、課税価格決定の問題を規制する関税同盟加盟国間の国際条約に則って決定される。
- 4.2 関税同盟関税基本法第 65 条第 1 項により、関税同盟関税基本法第 8 章と第 27 章に基づき、申告者により貨物の課税価格申告の貨物税関申告の枠内で行われる。輸入貨物の課税価格申告は、貨物の課税価格と、貨物の関税額の決定方法と、貨物の課税価格決定に関係のある貿易取引の状況と条件に関する情報の申請、およびそれらを確認する書類の提出により行われる⁶。
- 4.3 ロシア連邦に輸入される貨物の課税価格の決定手順は、関税同盟関税基本法に関する条約の発効以降、ベラルーシ、カザフスタン、ロシアの 2008 年 1 月 25 日付政府間合意書「関税同盟の関税国境を通過する貨物の課税価格の決定について」で規定されている。この課税価格に関する合意書の第 4 条第 2 項により、輸入貨

⁶関税同盟関税基本法第 65 条第 2 項

物の対価として実際に支払われた、または支払われるべき価格は、これら貨物に対して購入者が直接販売者にまたは販売者の利益となるように支払った、あるいは支払うべきすべての金額の合計金額である。

5 再輸出と還付手続き

関税同盟への輸入時に関税と VAT が支払われた貨物が、使用上の問題（製品の品質によるもの）や在庫過剰が原因で輸出される場合、再輸出の通関手続きを申請できる。関税同盟関税基本法第 301 条により、数量・品質・記載・梱包上を含む貿易条件不履行が原因で返却される貨物で、再輸出の通関手続きにかけられている、または事実上関税同盟の関税地域から輸出された貨物については、支払済みの輸入関税や税金の返却（相殺）が行われる。

5.1 再輸出とは、既に関税同盟の関税地域に輸入された貨物が、同地域から無関税で、および（または）支払済みの輸入関税・税金の返却を伴い、かつ非関税措置の適用なしで輸出されるような通関手続きである⁷。

5.2 貨物を再輸出通関手続きにかける条件は、関税同盟関税基本法第 297 条に規定されている。このような通関手続きにかけることができるのは、既に域内流通のためにリリース通関手続きにかけられた貨物で、これら貨物が数量・品質・記載・梱包上を含む貿易条件不履行が原因で返却され、かつ以下の条件を満たしている場合である。以下の場合に貨物は再輸出通関手続きにかけられる。

- (i) 域内流通のためにリリースされた翌日から 1 年以内
- (ii) 関税同盟関税保基本法第 299 条に則る書類が税関に提出されている場合
- (iii) 関税同盟の関税地域内で貨物が使用および修理されていない場合、ただし、欠陥の発見のため、または貨物の返却の原因となったその他の状況により貨物の使用が必要だった場合は例外とする
- (iv) 貨物が税関より識別可能である

5.3 関税同盟関税基本法第 299 条に、以前域内流通のためにリリース通関手続きにかけられた貨物を、再輸出通関手続きにかけるのに必要な書類と情報のリストが

⁷関税同盟関税基本法第 296 条

示されている。このような目的で、申告者は以下に関する情報が記載された書類を税関に提出せねばならない。

- (1) 関税同盟の関税地域への貨物輸入の状況（貿易取引の実施を確認する書類に基づく）
- (2) 貿易取引の条件不履行
- (3) 対象となる貨物が域内流通のためにリリース通関手続きにかけられたこと
- (4) 対象となる貨物の域内流通のためのリリース通関手続き後の使用

5.4 連邦法第 311 号「ロシア連邦の税関規則」第 148 条は、関税・税金の還付は、関税同盟関税基本法が貨物の再輸出通関手続きの際に支払済みの関税・税金の還付を規定している場合に行われる、と規定している。関税・税金が上記の（記載された）金額で還付されるのは、これに関する申請書を支払済みの関税・税金の還付を要する事態が発生した日から 1 年以内に提出した場合である。このようにして、貨物の関税地域からの輸出が 1 年以内の期間で申請された場合、再輸出通関手続きの条件により、支払済みの関税の還付や相殺が可能である。

5.5 既に輸入されており、その後再輸出通関手続きにかけられロシア連邦から輸出された貨物に対する、支払い済みの輸入関税と VAT⁸の還付は、過剰に支払われた関税・税金の還付のために規定された手順で行われる。以前域内流通のためにリリース通関手続きにかけられた外国貨物は、再輸出通関手続きにかけられ関税同盟の関税地域から輸出されることに鑑み、対象貨物に対して支払われた輸入関税と税金は過剰に支払われたものとみなされる。

5.6 過剰に支払われたまたは徴収された関税の還付申請書には、関税が過剰に支払われたまたは徴収された事実を確認する書類を含む、「ロシア連邦の税関規則」第 147 条第 2 項に示されたリストの書類を添付せねばならない。

5.7 関税同盟関税基本法第 301 条で規定されている還付条件の一つは、関税同盟域からの貨物の事実上の輸出である。2011 年 2 月 1 日付ロシア連邦税関局書簡第 01-11/3786 号により、関税同盟の関税国境のロシアに属する部分にある通過ポイントでの貨物の輸出に際し、事実上の輸出の確認は貨物出発地のロシア税関が行う。この確認が返金申請書に添付される。過剰に支払われたまたは徴収された関

⁸通関手数料は、通関申告書を提出するごとに課されるため、返金されない。

税・税金、その他の金額の還付（相殺）申請書の様式は、2010年12月22日付ロシア連邦税関局令第2520号付属書2に示されている。

- 5.8 さらに、再輸出通関手続きの申請の対象となっている貨物が、輸入貨物と同一のものであるという識別が可能であるか否かという問題が、通関手続きが許可されるかどうかを決める要因であることを指摘しておく必要がある。関税同盟関税基本法第109条によると、識別は鉛栓やシールの装着、数字・文字等の識別表示や識別記号、スタンプ捺印、サンプルや見本の抽出、詳細な貨物に関する記述、図面の作成、縮小画像・写真・イラスト・の作成、貨物送付状等の書類の利用、などの方法で行われる。